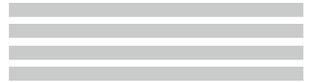


窓口業務のご案内

証明書の取得忘れや住所異動等の届出忘れはありませんか？



【開庁時間】

- ・土・日曜日及び祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、年末年始の12月29日から翌年1月3日までは閉庁となります。)
- ・毎週水曜日は、住民票等の証明発行業務を午後7時まで延長しています。(取扱業務は、下記の各種証明及びパスポートの交付業務のみですので、ご注意ください。)

【各種証明】

	必要なもの	注意事項
印鑑登録	<ul style="list-style-type: none"> ・登録する印鑑 ・写真付公的身分証明書(運転免許証等) ※無い場合には、事前にご連絡ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・代理申請も可能ですが、1週間程度日数を要します。余裕を持って申請してください。 ・欠けている印鑑や家族で登録している印鑑など、登録できない印鑑もあります。
印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証 	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人の場合でも、必要な方の印鑑登録証を持参すれば取得可能です。
戸籍・除籍・改製原戸籍の謄・抄本	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・本人を確認できる書類 ・必要な人との関係が分かる戸籍等 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求できる人は、戸籍に記載されている人またはその配偶者、直系尊属(両親・祖父母等)、直系卑属(子・孫等) ・上記以外の代理人の場合は、委任状が必要です。
住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・本人を確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求できる人は、本人及び同一世帯の人。 ・上記以外の代理人の場合は、委任状が必要です。

【住所異動届】引越しをした場合、下記の手続きが必要になります。忘れずに届出をしてください。

	主に必要なもの	届出期間
転入	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書 ・本人を確認できる書類 ・認印 ・保険証 他 	転入した日から14日以内
転出	<ul style="list-style-type: none"> ・本人を確認できる書類 ・認印 ・各種保険証 ・町発行の受給者証等 他 	引越しの日の前後1週間くらい
転居	<ul style="list-style-type: none"> ・本人を確認できる書類 ・認印 ・各種保険証 ・町発行の受給者証等 他 	転居した日から14日以内

【国民健康保険・国民年金】

就職や離職等により保険証が変わった場合、下記の手続きが必要になります。忘れずに届出をしてください。

	主に必要なもの	届出期間
国民健康保険から社会保険等に切替	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証 ・認印 ・社会保険等保険証 ・国民年金手帳 	社会保険等に加入した日から14日以内
社会保険等から国民健康保険に切替	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険等離脱証明書 ・認印 ・国民年金手帳 	社会保険等を喪失した日から14日以内

問合せ先 住民税務課 住民係 ☎82-2112(直通)

浄化槽設置しませんか

～合併浄化槽は汚染される河川の水質を浄化する唯一の解決策です～

今、入替えが大変お得!費用負担を次のとおり軽減し、単独槽等からの入替えを促進します。
今年度の申請の締切りは平成27年12月28日です。早めの計画、申請をお願いします。

1 エコ補助金を継続!

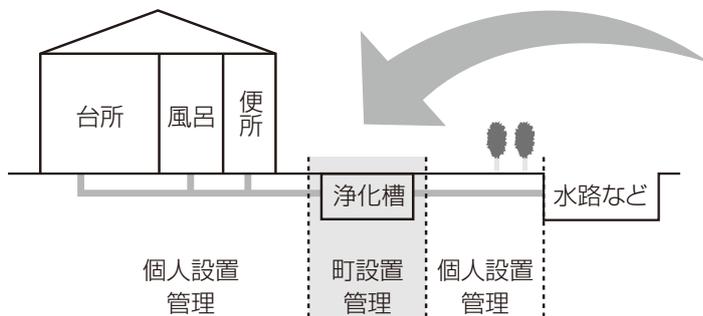
単独浄化槽、汲取り槽から合併浄化槽に入替え、年度内に使用開始する場合、下表の額を助成します。
(現時点では、金額は確定ではありません。)

※申請には、撤去前後の単独浄化槽・汲取り槽の写真が必要となります。

ただし、エコ補助金は来年度以降の継続は不明となっておりますので注意してください。

2 分担金軽減を継続!

大好評、平成30年3月(平成29年度)まで次のとおり軽減し、浄化槽を設置します。



人槽区分	分担金	使用料(月額)	エコ補助(予定)
5人槽	150,000円	3,800円	60,000円
7人槽	210,000円	4,600円	70,000円
10人槽	300,000円	5,500円	80,000円

3 単独浄化槽、撤去します。

単独槽、必要とあれば町が撤去します。ただし、撤去費10万円を超えた分は個人負担です。

4 設置規則を見直しました

今まで、合併浄化槽を設置する場所が狭く、設置できなかったお宅でも、出来るだけ設置できるように、対応いたしますので、一度役場に来てご相談ください。

5 合併浄化槽の必要性

下仁田町は水源の町であるため、清浄な水を下流へ流す重要な役割を担っています。

現在の水質汚濁の要因は、単独浄化槽または汲取りのご家庭からそのまま放流されている台所、風呂等からの生活排水が多くを占めており、その結果、川や水路を汚したり匂いを発生させたりしています。この水質汚濁を解決する唯一の方法が合併浄化槽です。

現在、単独浄化槽で処理を行っているご家庭では、すでにトイレが水洗化されているため合併浄化槽への転換のメリットがあまり無い様に思われますが、浄化槽を設置すればこれらの問題が解消され、更には環境保全につながります。

6 群馬県の汚水処理計画と町の現状

群馬県の汚水処理人口普及率(生活排水処理施設が整備されている区域の割合)は、平成25年度で76.3%で全国第37位であり、決して高くありません。

下仁田町の汚水処理人口普及率は、平成25年度で26.5%(5%上げるには約170基整備が必要)であり、水源の町であるにも関わらず群馬県で最下位を推移しています。県の平均値に近づけるには大変厳しいものがありますが、汚水処理人口向上のため皆様のご理解ご協力が必要です。

問合せ先 建設ガス水道課 土木管理係 ☎64-8807(直通)

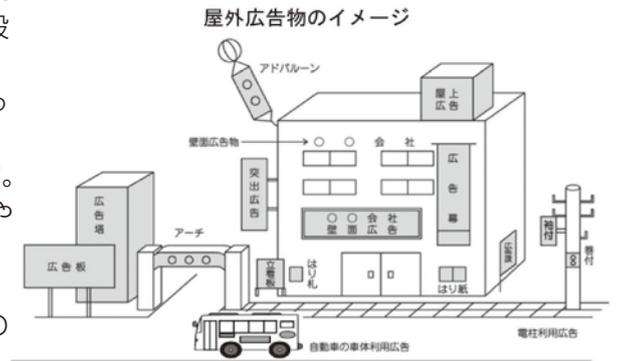
4月から屋外広告物の申請・届出先が変わります

4月1日から下仁田町屋外広告物条例が施行され、屋外広告物の申請・届出先が群馬県富岡土木事務所から下仁田町に変わり、建設ガス水道課で取り扱います。

屋外広告物は、広報、宣伝活動のひとつとして重要な役割を担っており、まちを活気づける手段にもなりますが、同時に景観の一部を形成していることから、美しいまちなみとの調和が求められます。

下仁田町屋外広告物条例では、群馬県屋外広告物条例の内容や町景観計画の理念を踏まえ、良好な景観の形成と風致の維持、公衆に対する危害を防止することを目的としています。

「町民みんなでのぞむ下仁田の景観」の実現に向けて、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



<p>屋外広告物とは 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示する看板、立て看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、壁面広告などをいいます。</p>	
<p>許可申請 屋外広告物を表示する場合は、下仁田町屋外広告物条例により、許可が必要です。申請手続きを行っていただきます。</p>	<p>許可基準 屋外広告物の種類ごとに表示面積、設置場所など、許可基準が定められています。許可基準に適合しないものは表示できません。</p>
<p>許可期間 屋外広告物の種類ごとに許可期間が定められています。許可期間満了後も引き続き表示を希望する場合は、更新の手続きが必要となります。</p>	
<p>禁止広告物 著しく破損し、又は老朽化したもの、信号機、道路標識又は道路工事用標識などに類似し、又はこれらの効果を妨げるおそれのあるものなどは表示できません。</p>	<p>禁止物件 橋りょう、トンネル、石垣、擁壁、街路樹、信号機、カーブミラー、ガードレールなどには、屋外広告物を表示することはできません。また、電柱、街灯柱には、はり紙、はり札、立看板、広告旗を表示することはできません。</p>
<p>禁止地域 禁止地域には、原則として屋外広告物を表示できません。</p>	<p>事前相談 禁止地域内において自家広告物を表示する場合は、届出が必要となります。</p>
<p>適用除外 自らの事業所等に店名などを表示する自家広告物については、禁止地域で合計10㎡以下、許可地域で合計15㎡以下の必要最小限の広告物であれば許可を受けずに表示することができます。</p>	
<p>申請書 屋外広告物の表示の許可を受けようとする場合は、許可申請書に関係書類を添えて、建設ガス水道課へ提出してください。許可申請書の様式は種類ごとに異なりますのでご注意ください。また、許可申請書に添付する関係書類は、設置場所を表示する位置図、面積・形状を明らかにした図面などです。</p>	
<p>許可手数料 許可申請をする場合には、種類や面積に応じた許可手数料が必要になります。詳しくは建設ガス水道課へお問い合わせください。</p>	

申請・問合せ先 建設ガス水道課 土木管理係 ☎64-8807(直通)

景観の届出が必要です

H24年1月1日景観条例の施行により、次に該当する場合には町への届出が必要となります。

「住宅等及び工作物(柵・塀・門)の新築、増改築、移転、撤去、外観の修繕、外観の模様替え、外観の色彩の変更」建築確認の届出をする前に、町へ景観の届出をしてください。

まちの風景を次世代に引き継いでいくための制度です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

詳しくは事務担当へお問い合わせください。

問合せ・届出先 建設ガス水道課 土木管理係 ☎64-8807(直通)